

災害時における応急生活物資及び 防災資機材等の賃貸の協力に関する協定

石狩市（以下「甲」という。）と片桐機械株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、石狩市地域に地震、豪雨、豪雪、暴風その他の異常な自然現象による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、応急生活物資及び防災資機材等（以下「資機材等」という。）について、甲が乙に賃貸の協力を要請する手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、石狩市災害対策本部を設置し、災害時の資機材等を必要とするときは、乙に対して提供を要請することができる。

（要請の手続）

第3条 甲の前条の要請は、石狩市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。

2 要請に当っては、次に掲げる事項を口頭又は電話等の手段をもって連絡するものとし、事後、別に定める様式の文書を提出するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請資機材等の種類
- (3) 要請資機材等の数量
- (4) 提供場所の担当部局の名称と担当者名
- (5) その他必要な事項

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障を来さない範囲で、保有する資機材等の提供について、積極的に努めるものとする。

（資機材等の指定）

第5条 甲が乙に要請する資機材等は、あらかじめ乙から提出された賃貸品目から、災害の状況等に応じて甲が指定する。

（資機材等の管理）

第6条 乙が提供した資機材等の管理については、甲が行うものとする。

（経費の負担）

第7条 第4条の規定により乙が提供した資機材等の賃貸料及び運搬等の経費については、甲の負担とする。

(経費の請求)

第8条 前項に規定する経費の請求時期等は、双方協議して実施細目に定めるものとする。

(経費の支払)

第9条 甲は、前条に基づき乙から経費の支払請求があった場合は、石狩市の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第10条 甲が負担する価格は、災害発生時直前における適正価格を基準として決定するものとする。

(支援体制の整備)

第11条 乙は災害時における円滑な協力を図れるよう、各営業所との情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 この協定及び事務手続に関する連絡責任者は、甲にあつては石狩市総務部長、乙にあつては片桐機械(株)サービス技術本部とする。

(情報の収集・提供)

第13条 甲と乙は、災害時において被災地域や被災者の状況、物資の輸送路の状況等の情報交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(通知)

第15条 甲は、災害時における円滑な貸貸の協力が図れるよう、避難場所など防災関係資料を修正する都度、乙に通知するものとする。

2 定期的な協議は、相互がそれぞれに通知したときに協議して定め、実施するものとする。

(雑則)

第16条 この協定の実施に関し必要な事項については、双方協議して実施細則に定めるものとする。

第17条 この協定は、平成9年9月30日より有効、担当部署担当者の変更により平成16年12月22日更新のものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成16年12月22日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石 狩 市 長 田 岡 克 介

乙 札幌市中央区南1条東3丁目
片桐機械株式会社

代表取締役社長 片 桐 理